

公衆喫煙所設置助成事業(新)

要求額(一般財源) :

46,000(23,000) 千円

資料 3

これまで府では、令和元年度から令和6年度にかけてモデル整備事業を実施し、市町村や民間事業者が屋外の喫煙所を新設・改修する際に、そのコーディネートを行い、設備の一部(附帯設備)に対してを補助してきた。現状、喫煙所の数はまだまだ足りていないことから、設置主体となる**民間事業者**と引き続き連携し、公衆喫煙所の整備促進を行い、望まない受動喫煙を防止する。

- 対象者 : 大阪府内に公衆喫煙所を設置する民間事業者
- 設置場所 : ①屋外分煙所を設置(コンテナ・パーテーション型)
②屋内分煙所を設置(誰でも利用できるものに限る)
③複数事業者の設置
- 補助対象経費 : 喫煙所**本体**の設置・改修
- 補助基準額 : ①7,000千円(モデル整備事業における設置実績の平均額)
②3,000千円(現行制度の喫煙専用室設置事業と同額)
- 補助上限額 : ①3,500千円(補助率1/2) ※③は「屋外」か「屋内」かで①、②
②1,500千円(//) のいずれかの基準額・上限額を適用
- 交付件数 : 24件程度



屋内共同型



コンテナ型

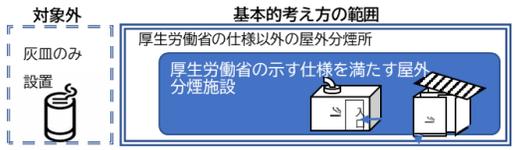


パーテーション型

①屋外分煙所設置

- 目的
受動喫煙率が高い屋外での望まない受動喫煙を減らすために屋外分煙所を設置
- 対象事業者
屋外分煙所を設置する民間事業者
- 想定設置場所
第1種施設、第2種施設周辺の屋外。※それ以外の場所でもどおりが多い場所でも可(公園、商店街等)
- 補助対象経費と補助金額
上に同じ (4件を想定 3,500千円×4件=14,000千円)

■屋外分煙所の仕様
厚生労働省が示す基準を仕様とするが、周囲の状況等を踏まえ、これによらない仕様も含める。ただし、灰皿のみの設置は「屋外分煙所」の仕様には含めない。



②屋内分煙所設置

- 目的
屋外で喫煙所の設置場所がなく、施設周辺での路上喫煙の影響が高い施設で施設内に設置することで、望まない受動喫煙を減少。
- 対象事業者
屋内分煙所を設置する民間事業者(飲食店含む)
- 想定設置場所
屋外の設置が難しく、かつ受動喫煙の影響が高い施設。ただし、公衆喫煙所として誰でも利用できる動線を確保すること。飲食店の場合、利用客以外も利用できる喫煙所とする。
- 補助対象経費と補助金額
上に同じ (10件を想定 1,500千円×10件=15,000千円)

■整備促進にあたって

令和6年度より民間事業者等が行う一定の屋外分煙施設の整備に対する助成に要する経費について**特別交付税措置の対象に追加された。**

事業費の上限: 500万円/施設
助成額の上限: 250万円/施設

同じく、**地方公共団体が行う屋外分煙所の設備に要する経費**についても特別交付税措置の対象(500万円/施設)

③複数事業者設置

- 目的
複数の事業者(飲食店含む)が共同利用できる喫煙所設置により屋外での望まない受動喫煙を減少させる。
- 対象事業者
複数の飲食店事業者もしくは施設の管理者等
- 想定設置場所
飲食店等の利用者が共同で利用できる場所(屋内屋外問わず)
- 補助対象経費と補助金額
上に同じ (屋外1件・屋内9件の計10件を想定)
(屋外1件 3,500千円×1件=3,500千円)
(屋内9件 1,500千円×9件=13,500千円)

例)

①700万円の本体設備を設置した場合※
民間事業者の負担: 700-350(府の補助金)=350万円
大阪府の負担: 350-175(国庫1/2)-87.5(特交1/2)=87.5万円

②500万円の本体設備を設置した場合※
民間事業者の負担: 500-250(府補助金)=250万円
大阪府の負担: 250-125(国庫1/2)-62.5(特交1/2)=62.5万円